

文教厚生常任委員会資料
2023年(令和5年)3月9日
こども局こども育成室 福祉局生活支援室障害福祉課

議案第6号関連資料

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

児童福祉法、民法の一部改正により、児童福祉施設等の設備及び運営に関する国の基準が一部改正されることに伴い、児童福祉施設等の基準を定める関係条例について、所要の整備を行うものです。

1 改正する条例

- ア 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
- イ 明石市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ウ 明石市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- エ 明石市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- オ 明石市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- カ 明石市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
- キ 明石市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

2 改正の概要 【 】内は改正する条例

(1) 運営基準等の改正 (児童福祉法改正関係)

- ① 児童の安全の確保に関する計画の策定等を義務づけるとともに、バス送迎に当たって児童の所在確認等の安全管理の徹底を義務付ける。
【上記1-アイウカキ】
- ② 放課後児童健全育成事業について、児童福祉施設と同様に災害に関する業務継続計画の策定を、努力義務とする。
【上記1-イ】
- ③ 感染症又は食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施することを努力義務とする。
【上記1-イウ】

(2) 懲戒権の削除 (民法改正関係)

民法において親権者の懲戒権に係る規定が削除されたことから、児童福祉施設等における懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する。

【上記1-アウエオカキ】

(3) その他所要の整備

3 施行期日

2023年(令和5年)4月1日